

○経済産業省令第六十七号

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十七条第五項の規定に基づき、中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月三十一日

中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令

経済産業大臣 西村 康稔

中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二号中「十」を「十五」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現に認定の申請がされている経営力向上計画（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十七条第一項に規定する経営力向上計画をいう。）に記載されている純資産の額が一定の額以上であることその他の要件については、なお従前の例による。

○経済産業省令第六十八号
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十二条第一項
第一号ハ及び二の規定に基づき、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月三十一日

経済産業大臣 西村 康稔

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令
第十六条第二十三項第二号中「十」を「十五」に改める。
第六条第六の二の（別紙3）の1②中「10」を「15」に改める。
様式第六の三の（別紙1）の1②中「10」を「15」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にされた中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十二条第一項の認定の申請であつてこの省令の施行の際認定をするかどうかの処分がされていないものに係る同項の認定については、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

○経済産業省令第六十九号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十三条第三項第三号ハの規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第三項第三号ハの経済産業省令で定める事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年八月三十一日

経済産業大臣 西村 康稔

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第三項第三号ハの経済産業省令で定める事項を定める省令の一部を改正する省令

ハの経済産業省令で定める事項を定める省令の一部を改正する省令

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十三条第三項第三号ハの経済産業省令で定める事項を定める省令（令和二年経済産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二号中「十」を「十五」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十三条第一項の規定により承認の申請がされた同項の地域経済牽引事業計画であつてこの省令の施行の際承認をするかどうかの処分がされていないものについての都道府県知事の承認については、なお従前の例による。

○経済産業省令第七十号

ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第五十六条の二第一項及び第二項第三号の規定に基づき、ガス事業法施行規則の一部を改正する省令

令和四年八月三十一日

ガス事業法施行規則の一部を改正する省令

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

改 正 前

目次

第一章・第二章 【略】

第三章 ガス導管事業

第一節 一般ガス導管事業

第一款 【略】

第二款 業務（第六十四条—第八十八

条の三）

第二款 【略】

第三款 【略】

改 正 後

改 正 前

目次

第一章・第二章 【略】

第三章 ガス導管事業

第一節 一般ガス導管事業

第一款 【略】

第二款 業務（第六十四条—第八十八

条）